

会 議 録			
第 2 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 5 年 1 1 月 7 日 午後 1 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 議会棟 第 2 委員会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 2 時 2 5 分
出 席 委 員		事 務 局	
菅野 隆		保健福祉部	
津川 知子		部長 東内 京一	
金子 正義		次長兼社会福祉課長 星野 裕司	
中島 徳子		長寿あんしん課長 亀井 誠	
山口 はるみ		社保改革推進 PT リーダー 阿部 剛	
石渡 まさ子			
栗原 才子		長寿あんしん課	
森下 弘子		主査 渡邊 康弘	
星野 安正		主事 木村 繭子	
柴崎 豊明			
大谷 鐵子			
木暮 晃治			
藤田 志津子			
松根 洋右			
荻野 比登美			
欠 席 委 員			
備 考			
会議録作成者氏名		渡邊 康弘	

会 議 内 容

事務局	それでは、ただいまから、平成２５年度第２回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。 この協議会の会議は原則公開になっておりますので、傍聴の方がこられております。 本来、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただくところですが、本日市長が不在ですので、東内保健福祉部長が代理で行います。
部長	(挨拶) (部長から会長へ諮問書を手交)
事務局	それでは、会長より協議会を開会していただきたいと思います。よろしくお願いします。
菅野会長	ただいまから、平成２５年度第２回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。 まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
事務局	(出席状況の報告)
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第２０条第２号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議の方は成立となります。 議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局	(配布資料の確認)
菅野会長	なお、傍聴者の方への配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、ただいま、諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。 まず、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でござ

事務局

いますが、津川委員、金子委員、議事録の署名をお願いします。

それでは、諮問事項１「平成２５年度和光市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について、事務局より説明をお願いします。

資料№１「平成２５年度和光市介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）」に沿って、今回の補正予算についてご説明します。

今回の補正予算では、規定の介護保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ１，８１２万５千円を減額し、３０億７，８１７万９千円とするものです。

１ページの歳入に関しましては、事務費繰入金の減額分を計上しております。これは、歳出の委託運営費の減額補正に伴い、１，８１２万５千円を減額するものです。

歳入の補正合計額につきましては、１，８１２万５千円の減額となっております。

次に２ページをお開きください。

今回の補正予算における歳出につきましては、委託センター運営業務事業におきまして、地域包括支援センター運営委託料の減額補正に関するもの、市町村特別給付におきまして、紙おむつ等購入費負担金の増額補正に関するもの、地域送迎サービス負担金の減額補正に関するもの、食の自立・栄養改善サービス費負担金の減額補正に関するものを計上しております。

順にご説明いたしますが、款１「総務費」項５「地域包括支援センター事業費」目２「委託センター事業費」につきましては、地域包括支援センター委託料を１，８１２万５千円減額計上しております。

こちらにつきましては、中央地域包括支援センター委託料で、職員定数の変更により５００万の減額及び中央第二地域包括支援センター委託料で、２６年１月からの開所となりましたので、４月から１２月までの委託料１，３１２万５千円の減額と併せまして、１，８１２万５千円の減額となっています。

続きまして、款４「市町村特別給付」、項１「市町村特別給付費」の市町村特別給付費ですが、紙おむつ等購入費負担金で、当初の推計より利用者数の増加及び１件当たりの利用枚数の増加により、２１６万３千円を増額補正を行う一方、地域送迎サービス費負担金で、当初推計より１件当たりの利用額が減少したことにより、２０５万７千円の減額、食の自立・栄養改善サービス費負担金で、当初推計

	より利用件数が減少したことにより、１０万６千円の減額補正を計上しております。 この市町村特別給付におきましては、それぞれ２１６万３千円の増額と減額を行っております。 以上を合わせまして、歳出の補正合計額につきましては、１，８２５万５千円の減額となっております。 ３ページは、財源内訳の資料となっております。 また、資料 No. 2 をご覧ください。今回の１，８２５万５千円の減額だけでなく、介護保険特別会計全体を見渡していただけるように、歳入歳出それぞれ全体のものをお付けしています。それぞれの科目について、当初予算額、先般ご審議いただいた９月の補正額、今回の１２月の補正額、さらに一番右側になりますが、１２月補正後の予算額ということで、全体のものとしてお示ししております。以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
荻野委員	地域包括支援センターの職員定数の変更の理由を聞かせてください。
事務局	中央第２地域包括支援センターの関係で、１名減をして当初予算の５名から４名へ変更を行っています。 中央第２地域包括支援センターに障害者指定特定相談支援事業所を併設し５名配置することとしており、中央第２地域包括支援センターは４名分の配置予算で、残る兼務の１名は障害者関係の予算でまかなうこととしています。
菅野会長	それでは、採決を行います。 諮問事項１「平成２５年度和光市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、原案のとおりとします。

次に進みます。

諮問事項２「第５期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤整備（北エリア）に関する事業者の決定」について、事務局から説明をお願いします。

資料 NO.3 に基づき説明します。

今回の基盤整備は、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問看護介護サービス事業所、在宅療養支援診療所、調剤薬局、地域交流スペースを併設することとし、「３ 選定の経過」に記載している日程で委員会等を開催し、事業候補予定者を決定しました。

北エリアにおける公募状況を補足説明しますと、公募要領受領が７社、質問書が１社提出、質問に対する回答は要領を受領した７社に回答を行いました。申請書の提出は９月１７日、受付時間開始前に２事業者から提出を受けています。

公開ヒアリングに至った経緯といたしまして、事業者選考委員会の中で選考における公平性・透明性を期すため、公開ヒアリングを実施することが提案され、市長決裁を受け公開ヒアリングの実施に至りました。

公開ヒアリング後に、第２回事業者選考委員会を開催し、公募申請書における事業計画内容、公開ヒアリングにおける事業概要説明及び質疑応答の内容に関して総合的に評価を行いました。

また、事業内容を１００点満点で採点し、委員４名の平均点が７０点以上、かつ上位のものを候補予定者としてすることとし、採点の結果、委員４人の平均得点が、医療法人恵雄会８２．５点、社会福祉法人相模更生会８１．０点ということで、僅差ではありますが、医療法人恵雄会を事業候補予定者ということで決定をしたところです。

４ページ目をご覧ください。それぞれの項目について僅差での評価ではありましたが、その中で医療法人恵雄会の優位性ということで挙げられた点をいくつか挙げさせていただきますと、評価項目２「計画書」の中で、家賃等利用料の設定等、この中でサービス付き高齢者向け住宅の月額家賃等が低額であったこと、あと事業予定地の立地条件で恵雄会が白子４丁目を事業予定地として提案していますが、北エリアの中で白子３丁目をカバーできるエリアということが評価されました。

	また、評価項目 5 の部分で恵雄会の方が優位でありましたが、防災に関する方策で恵雄会が物資の備蓄等具体的な提案がなされていたという点が評価され、事業候補予定者として医療法人恵雄会を決定した次第です。以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
菅野会長	サービス付き高齢者向け住宅については、入居者が介護サービスを利用していくこととなります。入居費用が低価格ということも選定理由の一つになっていますが、介護サービスをどう運営していくかについては、どのように考えていますか。
事務局	和光市では、サービス付き高齢者向け住宅の 24 時間定期巡回サービスのケアプランについてもケア会議にかかり、議論されることになるため、利用者の状態に必要なサービスが提供されます。 限度額いっぱいまで利用するといったことは起こりません。
菅野会長	一般的には、社会福祉法人が経営的に安定している感じもしますが、経営面も評価されたのでしょうか。
事務局	経営関係書類も申請書類として提出いただきましたので、経営内容についても確認・評価を行いました。
山口委員	恵雄会は、川越市で同様の事業を行っているのでしょうか。
事務局	恵雄会は、川越市等で、有料老人ホームや老人保健施設の運営を行っています。在宅復帰を目指すための老人保健施設を 3 施設運営しており、急性期から在宅への復帰を目指す取り組みを行っています。 和光市においては、24 時間定期巡回サービスや訪問看護を在宅復帰を支援するものとして運営してもらいますので、サービス付き高齢者向け住宅の中だけでなく、地域へ出てサービスを展開してもらい、在宅復帰を支援してもらいます。 北エリアでは新倉地域は日生オアシス和光がありますので、恵雄会には白子 2 丁目、3 丁目地域を中心にカバーしてもらうことを考

	えています。
荻野委員	土地については、それぞれの事業者が提案してきたのですか。
事務局	それぞれの事業者が提案してきたものです。公募要領では、北エリアの中で整備するということで募集しています。
荻野委員	恵雄会が提供していくサービス内容はこういったものですか。
事務局	まず、複合型サービスということで、これは平成 24 年に新たにできたサービスですが、小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能が付くサービスでして、在宅ホスピスもまかなう形です。定員 25 名ということで、25 名しか利用できないものです。 24 時間定期巡回サービスは、和光市ではこれで 4 件目になりますが、ナースが見立てをし、24 時間で在宅生活を支援するもので、介護と看護が連携しながら、サービス提供していきます。 また、通所介護もありますが、機能向上を目指すということで、デイケアに近い形での通所介護を運営していきます。
菅野会長	医療サービスは川越市から提供していくのですか。
事務局	和光市において在宅支援診療所を登録・開設し、行っていきます。
菅野会長	近隣の医師会とコミュニケーションをとり、医療連携ができるよう指導をお願いします。
菅野会長	それでは、採決を行います。 諮問事項 2 「第 5 期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤整備（北エリア）に関する事業者の決定」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、承認します。 次に進みます。 承認を求める事項 1 「西大和団地地区における介護予防拠点の整

	備」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	承認を求める事項1「西大和団地地区における介護予防拠点の整備について」、ご説明します。 整備に至る経緯からですが、高齢化の進展が顕著である西大和団地地区において、地域包括ケア体制を構築するため、すでに導入済みの定期巡回・随時対応訪問介護看護サービスに加え、団地内賃貸施設を活用した介護予防拠点を整備し、介護予防事業等の取組みを行ってまいります。 予定している場所としては、和光市西大和団地の賃貸施設1－7号棟2号室、以前、みのりというお弁当屋さんが入っていた場所になります。 予定している事業概要ですが、介護予防事業として地域交流・栄養相談、健康指導事業として保健師・管理栄養士・歯科衛生士・薬剤師等による健康相談、健康アドバイス、地域交流事業として喫茶スペースを設け、地域住民の交流及び孤立・閉じこもり予防等介護予防に資する事業を実施する予定です。 運営方法については、ご説明した事業の実施可能な法人に委託する予定で考えています。 今後のスケジュールとして、12月議会に補正予算計上していますので、市議会において審議いただいた後、内装改修工事に入り、平成26年4月を事業開始予定ということで考えています。以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
各委員	質問なし。
菅野会長	それでは、採決を行います。 承認を求める事項1「西大和団地地区における介護予防拠点の整備」について、承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、承認します。

事務局	次に進みます。 承認を求める事項２「和光市中央第２地域包括支援センターの設置」について、事務局から説明をお願いします。 承認を求める事項２「和光市中央第２地域包括支援センターの設置」についてご説明します。 第５期介護保険事業計画内において平成２５年度中の整備計画予定として掲げられているもので、高齢者・障害者共生型施設の中に設置される形になります。 地域包括支援センターの担当地域ですが、現在の中央地域包括支援センターが本町地域を担当し、中央第２地域包括支援センターが西大和団地、中央１丁目・２丁目、丸山台１丁目・２丁目・３丁目を担当し、併せて南エリアの一部の和光パークファミリアを担当地域として運営を行っていくことで考えています。 なお、委託事業者は社会福祉法人教友会で、事業開始は平成２６年１月を予定しています。 また、人員配置については、地域包括支援センターと障害者指定特定相談支援事業所を併設した事業所となり、予算上の数字ですが地域包括支援センター３．５名、障害者指定特定相談支援事業所１．５名、うち地域包括支援センターと障害者指定特定相談支援事業所との兼務１名という形で人員配置を予定しています。以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
荻野委員	１人が地域包括支援センターと障害者指定特定相談支援事業所を兼務するということですが、どのようにされるのですか。
事務局	高齢者と障害者それぞれケアプランの作成に一定の資格が必要な部分もありますが、高齢者と障害者について一緒になってやっていくスタイルをつくっていくということです。 身体、知的、精神の３障害については、まだケアマネジメント理論ができていないという面があり、先行している介護のケアマネジメントを導入していきたいと考えています。障害者関係も法体系が整備されましたが、和光市の取組みはまだ遅れていますので、可及的速やかに障害者のケアマネジメントについて整備していくことと

	しています。
荻野委員	障害者のケアマネジメントを進めるということで、ある程度市がリードする必要があると思いますが、市の体制はどうですか。
事務局	体制的には、今回、市に社会保障改革推進プロジェクトチームを設置するとともに、地域ケア会議の障害者部会を立ち上げ、OJTも行いながら、ケアプランをつくっていくということを考えています。そこで医療関係者の助言をいただいたり、精神障害であれば、地域移行後の生活をどうしていくかということを検討していきます。 市としては、地域ケア会議で1件1件のプランを支援していきながら、将来的には現在の地域包括支援センターを障害者との共同型センターとして広げていくということを考えています。
菅野会長	「障害」の「害」の字は、ひらがなの方がよいのではないですか。
事務局	以前に自立支援協議会で家族の方から、漢字の「害」で良いとの意見があったため、現在のところ、この表記にしている状況です。
菅野会長	それでは、採決を行います。 承認を求める事項2「和光市中央第2地域包括支援センターの設置」について、承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
菅野会長	異議がないので、承認します。 次に進みます。報告事項1「高齢者・障害者共生型施設基盤整備事業に関する認知症高齢者グループホームの事業開始について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告事項1「高齢者・障害者共生型施設基盤整備事業に関する認知症高齢者グループホームの事業開始について」、ご説明します。 本日追加でお配りした建物のパース図がありますが、共生型施設のイメージ図となっていますので、参考に紹介します。 この施設の2階に認知症高齢者グループホームが入ります。定員

	数は9人で、居室9室、食堂、居間、浴室等が施設として配置されています。 参考ですが、建物の3階の身体障害者ケアホームについては、居室6室ですが、うち1室はショートステイ用となりますので、入居5名＋ショートステイ用1名ということになっています。 指定事業者は、中央第2地域包括支援センターと同様、社会福祉法人教友会が運営していき、事業開始予定は平成26年1月を予定しています。以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
山口委員	駐車場はどのように予定していますか。
事務局	駐車場は2台を予定しています。不足する部分は近隣の駐車場を借用する予定です。
森下委員	地域交流スペースで外部の者が会議を持ちたいときは、利用できるのでしょうか。
事務局	地域密着型サービス事業所は、地域の民生委員や関係者を入れた運営推進会議を開催することとなっています。運営推進会議で検討してもらいますが、地域利用ということであれば、可能ということになります。
中島委員	身体障害者ケアホームについては、こういった年齢の方を想定していますか。
事務局	年齢的には、18歳から64歳を想定しています。利用者は1～6等級の中で公募していきます。
藤田委員	身体障害者ケアホームについては、入居する方の人選が難しいと思うのですが、どうでしょうか。
事務局	市と教友会で入居判定会議を開き、日常生活等の状況も考え、公平公正な形で決めていきたいと考えています。

菅野会長	他にご質問はありませんか。ないようでしたら、次に入ります。 報告事項 2 「第 5 期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤整備（南エリア）」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告事項 2 「第 5 期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤整備（南エリア）」について、ご説明します。 先ほど、審議いただいた北エリアと同時進行で公募を行い、公募要領の配布期間内に 5 事業者が要領の受領はしたのですが、申請書の提出期間内に申請書の提出はありませんでした。 そのため、事業者選考方法等を変更し、事業者選定方法を「公募による選定」から「随意選定」に変更し、また、地域包括ケア体制の構築を念頭に置き、子ども・子育てに関する事業所（保育園・家庭保育室等）の併設を追加し事業者を選定していく形で考えています。 選定手続等については、南エリアでは、低額家賃のサービス付き高齢者向け住宅を公募条件としているため、整備実績等のある法人を対象に誘致交渉を進めていき、参入意欲を示した法人に対し必要書類の提出を求めたうえで、選考委員会の審査・公開ヒアリング等を経て、事業候補予定者を決定していきたいと考えています。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
菅野会長	南エリアのサービス付き高齢者向け住宅で家賃 6 万円以下というのは、なかなか難しいと思うのですが、何か補助等があるのでしょうか。
事務局	今回の北エリアの恵雄会は 6 万円より下ではないですが、6 万円台を確保しています。和光市の場合、家賃助成制度で最高 3 万 5 千円の助成がありますので、経済的な課題などについては、そうしたことも勘案しながら進めていきたいと考えています。
荻野委員	新たに「子ども・子育てに関する事業所」の併設を条件に追加していますが、この理由は何ですか。

事務局

現在、高齢者・障害者共生型施設を整備していますが、子ども・子育ての基盤整備も必要となる中、新たな共生ということで今回家庭保育室等の併設を提案しました。併設に伴う補助金等も考えられますので、ビジネススキームとしても有効と考えています。

菅野会長

他にご質問はありませんか。ないようでしたら、これで質疑を終わらせていただきます。

その他、事務局から何かありますか。

ないということですので、これで平成25年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

<閉会>

議事録署名人

印

印